

元本の安全・元本の保全 (預金と投資信託の違い)

ある経営者が、「我が社では、銀行預金を預金勘定ではなく貸付金勘定として理解している」という意味のことを云っていた。銀行の信用が揺れ動く時代の中で、その心情は理解出来ない訳ではない。その位慎重になる必要もあると思うが、預金と貸付金は基本的に異なる。

貸すという行為は、貸し手が信用リスク(元本が回収されないリスク)を負うことで成立する行為であるが、預金という行為はそうしたリスクを預金者は想定していない。云ってみれば「元本の安全」が前提とされているのだ。この差は天と地ほど大きい。

元本の安全 - このテーマをめぐって色々な議論が展開されているが、預金というものは「元本の安全」が前提とならなければ、そもそも成立しない商品と云っていい。ペイ・オフが解禁されれば、1,000万円以上の預金は全額保護されないことになるが、若し預金から「元本の安全」が剥奪されれば預金は忽ち消失してしまう。だとすれば、何が預金の「元本の安全」を保証しているのだろうか。

残念ながら、預金の安全性を保証するのは銀行の信用や資金運用力ではない。銀行はご承知のとおり、元本の安全性が保証されていない貸出や有価証券によって資金運用を行っている。だから不良債権が発生するのだし、だから有価証券含み損失を抱えることにもなる。

現在、銀行預金の「元本の安全」を保証しているのは、これもご存知と思うが預金保険機構と云う政府出資の特殊法人である。預金という世界での「元本の安全」は、云ってみれば国家信用が前提となって成立しているのだ。

そんな元本の安全が確保されている商品を取扱ってきた銀行が、昨年12月から元本の安全が保証されていない投資信託の販売を開始した。それから1年が過ぎて、投資信託の販売残高も比較的順調に伸びていると報道されているが、いつも気になることがある。それは「この商品(投資信託)は元本が保証されている商品ではありません」と云う表示である。

確かに、投資信託は元本が保証されている商品ではなく、元本は資金運用成績によって変動する商品である。だから、元本が安全な商品ではない。

だが「元本の保全」は確保されているのだ。この違いは明確にしておく必要がある。

銀行預金は、元本の安全性は確保されているが元本そのものは保全されていない。保全されていないとは、預金を預かる者と運用する者が同一の銀行で、その銀行の行動によっては元本が大きく毀損する可能性があるという程度の意味であるが、元本の安全が国家信用によって確保されている商品に自己責任を求めることは合理的ではない。銀行預金に限って言えば、預金者の自己責任という発想は無理がある。

一方投資信託は、元本が安全な商品ではないが、元本は保全されている商品である。資金運用を指図する者(投信運用会社)、運用資金を預かる者(信託銀行)、商品売る者(銀行や証券会社)が完全に分離している。そして、肝心の資金を預かる者(信託銀行)の中では、預かった資金が他の資金と分別して管理されていて、信託銀行の自由にはならない。つまり、元本は保全されているのだ。

そうした投資信託のような商品に投資する者は、運用する者の手腕に期待して投資するのであって、元本の安全を求める者ではない。だから、投資信託は完全に自己責任に基づく商品なのだ。自己責任によって買われる商品は、その性格上「元本の安全」は有り得ない。しかし、完璧な「元本の保全」は要求されることになる。

先日、日経新聞社の金融機関イメージ調査なるものが公表されたが、それによるとペイオフ解禁後の預金取引先の筆頭に郵便局が挙げられていた。私は何だか情け無く思った。郵便局?!多くの方は、郵便局に何を求めているのだろうか。金利ではない筈だから、単に「元本の安全」性を求めているのだと考えるしかない。だとすれば日本に直接金融の時代が到来する迄未だ未だ時間がかかるということか。

直接金融 - 「元本の安全」を国全体でコストをかけて保証することによって成立する間接金融とは対局の金融システム、その比率上昇が求められる時代となったのだ。未だ時間を要するかもしれないが、それでも直接金融の世界は確実に広がっているように見える。「元本の安全」よりも「元本の保全」に重きを置くことによって、私達は初めて自己責任という言葉の口にする事が出来るのではないだろうか。